

伊丹市一般職員服務分限条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市一般職員服務分限条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 3 年 1 2 月 2 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

国家公務員に準じて、職員の不妊治療のための特別休暇を創設するほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市一般職員服務分限条例の一部を改正する条例（令和 3 年伊丹市条例第 号）

伊丹市一般職員服務分限条例（昭和 26 年条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「基いて」を「基づいて」に改める。

第 2 条中「基く」を「基づく」に改める。

第 11 条第 1 項中「及び」を「、」に改め、「介護時間」の右に「及び組合休暇」を加える。

第 14 条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(5)の 2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年度において 5 日（当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10 日）の範囲内の期間

第 18 条及び第 21 条中「基く」を「基づく」に改める。

第 22 条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第 23 条中「基く」を「基づく」に改める。

第 24 条第 4 号中「場所で又は」を「場所で、又は」に改め、同条第 5 号中「著作し又は」を「著作し、又は」に改め、同条第 7 号中「製作し又は」を「製作し、又は」に改め、同条第 8 号中「着用し又は」を「着用し、又は」に改める。

付 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。